

# 京都府少子化対策基本計画

京 都 府

## 目 次

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 第1章 京都府少子化対策基本計画の趣旨等                           | 1  |
| 第2章 重点施策体系                                     | 2  |
| 1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策                    |    |
| I 結婚の支援                                        |    |
| II 妊娠及び出産の支援                                   |    |
| III 子育て支援                                      |    |
| IV 総合的な支援                                      |    |
| 2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策 |    |
| I 教育及び学習機会の提供                                  |    |
| II 雇用環境の整備                                     |    |
| III 府民の気運の醸成                                   |    |
| 第3章 重点施策に係る具体的な取組                              |    |
| 1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策                    | 4  |
| I 結婚の支援                                        | 4  |
| II 妊娠及び出産の支援                                   | 6  |
| III 子育て支援                                      | 8  |
| IV 総合的な支援                                      | 10 |
| 2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策 | 12 |
| I 教育及び学習機会の提供                                  | 12 |
| II 雇用環境の整備                                     | 13 |
| III 府民の気運の醸成                                   | 15 |
| 数値目標                                           | 16 |

# 第 1 章 京都府少子化対策基本計画の趣旨等

## 1 計画改定の趣旨

京都府では、平成 30 年の合計特殊出生率が 1.29 と全国ワースト 3 位であるとともに、出生数についても平成 26 年には 2 万人を割り込み、平成 30 年は 17,909 人と、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

少子化は、複数の要因が複雑に絡み合うことや、地域の状況等により異なることから、少子化対策は、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等幅広い分野との連携が必要であり、府民・事業者・学校・関係団体等あらゆる主体が自らの課題ととらえ、連携・協働していくことが何よりも重要です。

令和元年 9 月、社会全体で子育てを見守り支える、あたたかい子育て社会を目指すための指針として、「京都府子育て環境日本一推進戦略」（以下「推進戦略」という。）を策定し、特に若者が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てられるよう、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至る総合的な子育て支援を粘り強く行うことが必要です。

こうしたことから、「京都府少子化対策基本計画」の改定にあたっては、推進戦略の方向性を踏まえ、今後 5 年間に取り組む具体的な施策の明確化を図るとともに、少子化の要因や少子化対策の視点に基づき、「京都府子ども・子育て応援プラン」や「京都府就業支援・人材確保計画」、「京都府住生活基本計画」など、子育て支援や少子化対策に関連する他分野の計画等との連携を図りつつ、オール京都で施策を推進してまいります。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、京都府少子化対策条例第 11 条の規定により、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

## 3 計画の期間

本計画は、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 5 年間とします。

## 第2章 重点施策体系

### 1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策

#### I 結婚の支援

- 若い世代が結婚や子育てについて考える意識や気運の醸成
- 結婚支援と連携した若者の地域への定着の促進
- 地域等における婚活支援活動の充実
- きょうと婚活応援センターの機能強化
- 結婚時における経済的支援等の検討

#### II 妊娠及び出産の支援

- 妊娠期における相談体制等の強化
- 産前及び産後の支援
- 不妊及び不育症治療に対する支援
- 若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援
- 情報提供の一元化

#### III 子育て支援

- 様々な就労状況に対応し就労が継続できる保育環境の整備
- 子育てを支援する「場」の充実
- 子どもの育ちを支える地域づくり

#### Ⅳ 総合的な支援

- 市町村子育て世代包括支援センターに対する支援
- 結婚から子育てまでの各段階に応じた経済的支援
- 結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備
- 子育て世帯等の経済的負担の軽減
- 多子世帯の経済的負担の軽減
- ひとり親家庭等への支援の充実
- 若者に対する就職支援

## 2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策

#### Ⅰ 教育及び学習機会の提供

- 学校等における子ども等の発育・発達等に応じた学習機会の提供
- ライフデザインを考える機会の創出

#### Ⅱ 雇用環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスに向けた雇用環境の整備
- マタニティ・パタニティハラスメントの防止や育児休業の取得の促進
- 結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援

#### Ⅲ 府民の気運の醸成

- サミットを設置し、結婚・子育て支援の府民運動を展開
- 結婚や子育てについての関心を高め、課題や意識を喚起

## 第3章 重点施策に係る具体的な取組

### 1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策

#### I 結婚の支援

##### <現状及び課題>

京都府の未婚率は、男女とも全国平均よりも高い状況ですが、未婚者の結婚意向は高く、とりわけ年代が若いほどその傾向は顕著であり、希望すれば結婚できる条件や環境整備が求められています。また、25歳から39歳までの結婚・出産・子育て世代の東京等への転出が多い状況です。

#### (1) 若い世代が結婚や子育てについて考える意識や気運の醸成

- ① ICT等を活用し、若者が、就学、仕事、結婚、子育てなどのトータルの人生設計を早期に考えることができる環境を整備し、多様なライフデザインを自ら描くことができるよう、仕事と子育ての両立体験インターンシップ、キャリア教育などの機会を提供します。
- ② 出産、子育てを控えた社員をはじめ若者が早期に、ワーク・ライフ・バランスや人生設計等を考える機会を創出します。

#### (2) 結婚支援と連携した若者の地域への定着の促進

- ① 市町村や地域の関係団体と協働し、結婚支援事業と移住事業を連携して取り組むことにより、若者の地域への定着等を促進します。
- ② 東京等に設置する京都府への移住定住窓口において、結婚支援や子育て支援の情報を総合的かつ積極的に情報提供し、若者や子育て世代の京都への移住・定住を推進します。

#### (3) 地域等における婚活支援活動の充実

- ① 身近な地域のお世話焼きさんである婚活マスターの登録を促進するとともに、その活動を充実させるため、地域における婚活支援をサポートする助言や交流の機会提供を行います。

- ②府内の結婚支援団体に対し、きょうと婚活応援センターのホームページ等を使った広報や婚活イベント開催時のアドバイスなどにより、魅力ある活動が継続できるよう支援します。

#### **(4) きょうと婚活応援センターの機能強化**

- ①きょうと婚活応援センターを核に、出会いや結婚を希望する者に対し、寄り添い型の相談・支援を行います。
- ②婚活情報のほか、子育て支援、住宅支援、就労支援情報などをワンストップで提供します。

#### **(5) 結婚時における経済的支援等の検討**

- ①結婚を機会に住宅の取得等を行う者に対して、経済的負担軽減を実施し、結婚を希望する若者等を支援します。
- ②若者が結婚や出産を決めるにあたって、雇用の安定が重要であることから、若者の就職支援施策や若者の職場への定着支援に関する施策を実施します。

## Ⅱ 妊娠及び出産の支援

### ＜現状及び課題＞

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっていることから、妊娠・出産等に係る父母の不安や負担が増えており、誰もが安心して妊娠・出産できる環境の整備が求められています。

### （１）妊娠期における相談体制等の強化

- ①市町村の子育て世代包括支援センターの立ち上げ・運営支援を行い、全市町村への拡大やネットワーク化など、地域における妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実施します。
- ②予期せぬ妊娠に係る相談や不妊相談など、妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、「妊娠出産・不妊ほっとコール」で助産師が電話や窓口相談に対応し、専門的な相談・指導や情報提供を行います。
- ③妊産婦が抱える妊娠・出産・子育ての悩み等の軽減や産後うつの予防・早期発見等の観点から、妊産婦の健康診査をはじめ、助産師等による産前・産後の相談支援や育児サポートなどトータルで切れ目のない支援を行うことにより、安心して妊娠・出産できるとともに、地域全体で孤立化を防ぐ支援体制を確立します。

### （２）産前及び産後の支援

- ①妊産婦や家族の状況・ニーズを踏まえ産前・産後ケア専門員、訪問支援員が的確な支援ができるよう、事例研修や情報交換の場を通じた地域のネットワークづくりを進めます。また、多胎妊婦の支援を実施します。

### （３）不妊及び不育症治療に対する支援

- ①不妊治療に係る経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療助成制度について、通院に要する交通費を一部助成する仕組みを構築し、全国トップクラスの不妊治療助成制度の更なる充実を図ります。
- ②不育症治療等に係る経済的な負担を軽減するため、引き続き一般不妊治療助成制度を実施します。

#### **(4) 若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援**

- ①将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者が、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、生殖機能温存療法に要する費用に対する助成を行います。

#### **(5) 情報提供の一元化**

- ①きょうと子育てピアサポートセンターのポータルサイトやSNSの活用等により、妊娠・出産、育児情報、各地の子育て支援情報の収集と提供の充実を図ります。

### Ⅲ 子育て支援

#### <現状及び課題>

子どもを産み育てるためには、多くの人が、「保育サービスが整うこと」を希望していることから、保護者の就労状況等に応じた様々な保育環境の整備が必要です。また、地域のつながりの希薄化により、近隣に子育て等について頼れる人がいないという状況から、地域で子育てをサポートする体制の新たな構築が必要となっています。

#### (1) 様々な就労状況に対応し就労が継続できる保育環境の整備

- ①待機児童の解消や多様なニーズに基づいた保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を進めるとともに、小規模保育事業や家庭的保育事業等きめ細やかな取組を一層推進します。
- ②市町村のニーズ調査を踏まえ、市町村と連携して、休日・夜間保育、一時預かりなどの多様な保育や子育て支援サービスの充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターなど、地域における活動の充実を図ります。
- ③府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や保育教諭、府内の保育所、認定こども園等の魅力を伝える取組の強化や保育・教育経験者の再就業や定着のための支援を行います。また、従事者研修等を通じた資質向上の取組について充実を図ります。
- ④子育てと介護のダブルケアを行う方を家族トータルで支援するため、ケアマネージャーに対して、子育て負担に配慮したケアプランの作成研修など、子育てと介護の両面から適切な支援が受けられる環境を整備します。

#### (2) 子育てを支援する「場」の充実

- ①市町村と連携し、地域子育て支援拠点において、地域支援の取組など多機能化を促進し、親子が気軽に集える場を確保するとともに、育児負担の軽減、リフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を一時的に預けられる場を拡充します。
- ②就学前の子どもを持つ親の子育ての悩みや不安をやわらげ、親同士のつながりを促進する活動や研修などの支援を充実します。

### (3) 子どもの育ちを支える地域づくり

- ①伝統産業や文化・スポーツ、自然を親しむ体験活動、NPOとの協働等による、地域での親同士や異年齢の子ども同士の交流、異世代交流等を推進します。
- ②「赤ちゃん応援隊」など子育て経験者や高齢者等による乳幼児がいる家庭への育児グッズの配付をきっかけとした訪問活動や一時預かりの充実など、地域で子育て家庭を支援する仕組みを構築します。
- ③市町村と連携し、京都府が実施する子育て支援に係る研修の終了者（子育ての達人等）が地域での支援活動に参加できる取組を推進します。
- ④NPO等の立ち上げ支援やNPO等と協働した地域での自主的な子育て支援活動等を支援するとともに、地域の子育て支援活動を推進する人材の養成、子育て支援の取組を行う府民や団体のネットワークづくりを推進します。

## IV 総合的な支援

### ＜現状及び課題＞

結婚から子育てまでの各段階において、経済的負担の軽減を希望する人が多く、また、25歳から39歳までの結婚・出産・子育て世代が、住宅事情等を理由として府外への転出が多いことから、結婚から子育てまでの各段階に応じた切れ目のない支援が必要です。

### （１）市町村子育て世代包括支援センターに対する支援

- ①市町村の子育て世代包括支援センターの立ち上げ・運営支援を行い、全市町村への拡大やネットワーク化など、地域における妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実施します。（再掲）

### （２）結婚から子育てまでの各段階に応じた経済的支援

- ①金融機関と協働し、結婚から子育てまで必要となる経費を対象とした低利な融資制度を実施し、経済的に支援します。

### （３）結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備

- ①新婚世帯、多子世帯、三世帯同居・近居支援のため、住宅取得等に係る経済的支援等により、子育てに適した住環境整備の促進と負担軽減を図ります。
- ②府営住宅の子育て世帯向けの改修を進めるとともに、大規模団地の建替えにあたっては、子育て支援施設の併設を推進します。
- ③子育て等をサポートする暮らし方ができる「コレクティブハウス」、同居・近居の促進など、子育て及び子どもの成長に適した暮らし方ができる住宅づくりを進めます。
- ④子育て世代や新婚世帯を対象にした府営住宅への優先入居制度を拡充するとともに、公園や府営住宅の集会所等を子どもが安心して集える場としての活用を促進します。また、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、子育て世帯及び新婚世帯が安心して暮らせる住宅を確保します。

- ⑤京都府住生活基本計画に目標として位置づけている「社会全体での子育て支援に向けた住環境の整備」の実現に向けた各施策との連携を図ります。

#### **（４）子育て世帯等の経済的負担の軽減**

- ①子育て支援医療助成制度を通じ、子育て世帯の医療費負担への不安を軽減します。
- ②私立高等学校等の授業料の負担軽減等を実施するとともに、高校生の通学費の補助や大学生等を対象とした給付型の奨学金制度等の充実を図り、子育て世帯の教育費の負担を軽減します。
- ③子育て世帯の経済面の負担感を更に減らすため、国や市町村とも連携し、対応策の検討を進めます。

#### **（５）多子世帯の経済的負担の軽減**

- ①兄弟姉妹の年齢に関わらず、第３子以降がいる世帯の負担軽減のため、引き続き、保育料の軽減を図るとともに、幼児教育・保育の無償化制度の対象外となる副食費の軽減措置を実施します。
- ②多子世帯において、居住の用に供する家屋等を購入する際の不動産取得税の軽減を図ります。

#### **（６）ひとり親家庭等への支援の充実**

- ①すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育、生活、経済的な支援等の施策を総合的・効果的に推進します。

#### **（７）若者に対する就職支援**

- ①若者が結婚や出産を決めるにあたって、雇用の安定が重要であることから、若者の就職支援施策や若者の職場への定着支援に関する施策を実施します。（再掲）

## 2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策

### I 教育及び学習機会の提供

#### ＜現状及び課題＞

家庭や地域で赤ちゃんや小さな子どもとふれあう体験が乏しいことから、結婚や子育てについてイメージができなかったり、大学生や若手社会人は、就職活動や仕事が大きな関心事であることから、若者が結婚や子育てなどを含めた自分自身のトータルのライフデザインを描く機会が必要です。

### （１）学校等における子ども等の発育・発達等に応じた学習機会の提供

- ①次代を担う小中学生・高校生が学校などで乳幼児と触れ合う体験等を通じ、個人の尊重、自分と他者の尊厳を大切にするという視点から、生きること、人を好きになること、家族になっていくことを学び、ライフデザインを描くことができる機会を設けます。
- ②医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識などを学ぶことができる機会を提供し、児童生徒が真に望むライフデザインを描き実現できるように、小・中・高等学校等において、産婦人科医師や助産師がメンタルヘルスも含めた学習支援を行う体制整備を推進します。
- ③命のつながりや家族の絆・人と人との絆の大切さ、子どもを産み育てることの意義や素晴らしさ等について、幼少期から触れられるよう教育・啓発を充実します。

### （２）ライフデザインを考える機会の創出

- ①ＩＣＴ等を活用し、若者が、就学、仕事、結婚、子育てなどのトータルの人生設計を早期に考えることができる環境を整備し、多様なライフデザインを自ら描くことができるよう、仕事と子育ての両立体験インターンシップ、キャリア教育などの機会を提供します。（再掲）
- ②出産、子育てを控えた社員をはじめ若者が早期に、ワーク・ライフ・バランスや人生設計等を考える機会を創出します。（再掲）

## Ⅱ 雇用環境の整備

### ＜現状及び課題＞

夫が家事・育児に長時間携わっている家庭のほうが、第2子以降が誕生する割合が高いという調査結果や、子育て期にある30代、40代の男性の長時間労働をしている割合が他の年代に比べ高い水準となっており、ワーク・ライフ・バランスに向けての取組や男女がともに働きやすい職場環境づくりが必要となっています。

### （１）ワーク・ライフ・バランスに向けた雇用環境の整備

- ①ライフスタイルに応じた多様な働き方への支援、人材不足企業とのマッチングの仕組みを構築します。
- ②「子育て企業サポートチーム」の企業訪問により、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」の取組を進め、時間単位の年休取得・看護や不妊治療に係る休暇、短時間勤務、子連れコワーキング等の柔軟な制度導入と、男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めます。
- ③女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証取得の支援により、男女がともに働きやすく、働きがいを感じられる職場環境づくりを進めます。
- ④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の先駆的な取組事例や子育て中の親の起業事例等、多様な働き方の情報を発信します。

### （２）マタニティ・パタニティハラスメントの防止や育児休業の取得の促進

- ①マタニティ・パタニティハラスメントの防止や男性の育児休業取得を促進します。
- ②企業の意識改革「ワークチェンジ塾」を開設し、経営者・男性社員などを対象とした意識改革の合同研修会を開催するとともに、男性社員の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスを考慮した人事評価制度の導入を支援します。
- ③妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いや職場におけるハラスメントへの対策を推進します。

### (3) 結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援

- ①子育てしながら働きたい女性の就業をワンストップで支援する京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいて女性の就業を支援するとともに、男女共同参画センターにおいて女性チャレンジオフィスの設置や女性の起業・経営相談の実施など、起業・NPO創業、地域活性化に取り組む女性を支援します。

### Ⅲ 府民の気運の醸成

#### ＜現状及び課題＞

少子化対策は、行政だけでなく、府民、地域、企業など社会全体で取り組むべき課題です。そのため、オール京都で少子化対策に関する理解と関心を深め、結婚や子育て等を応援する気運の醸成を図っていく必要があります。

#### （１）サミットを設置し、結婚・子育て支援の府民運動を展開

- ①行政、経済団体、保育・教育関係団体等で構成する「きょうと子育て環境日本一サミット」を設置し、府民全体で共有する「共同声明」を発信し、子育て環境日本一を目指す行動を府内全体に広め、社会全体で結婚や子育て等をあたたかく見守り支える取組を進めます。

#### （２）結婚や子育てについての関心を高め、課題や意識を喚起

- ①結婚・子育てに係るポジティブキャンペーンや、「きょうと育児の日」（毎月19日）の定着等家庭や地域の絆の重要性について啓発するとともに、結婚や子育て等を支援する行政・企業・団体等の取組やメッセージをホームページ等により、広く府民に発信します。
- ②「きょうと育児の日」を関係機関と連携・協力して啓発するとともに、子育て支援等に積極的に取り組む企業等を広く表彰することで、家庭や社会における子育て気運の醸成を図ります。

## ◇ 数値目標

「京都府子育て環境日本一推進戦略」の目標と整合を図り、概ね 20 年後の 2040 年に、「全国平均並みの合計特殊出生率」を目指します。

|                                                       | 目標項目                                           | 目標数値<br>(令和6年度末) | 基準値<br>(平成30年度末)  |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------|-------------------|
| <b>1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策</b>                    |                                                |                  |                   |
| <b>結婚の支援</b>                                          | ライフデザインワークショップ参加者数(累計)                         | 6,000人           | 1,145人            |
|                                                       | UIJターン京都府内就職内定者数(累計)                           | 2,050人           | 429人              |
|                                                       | 登録結婚支援団体数                                      | 15団体             | 5団体<br>(令和2年2月時点) |
|                                                       | 婚活イベント開催回数(累計)                                 | 2,000回           | 415回              |
|                                                       | きょうと婚活応援センター関連事業によるカップル成立数(累計)                 | 5,000組           | 1,051組            |
| <b>妊娠及び出産の支援</b>                                      | 産後直後の母子に対して心身のケア・育児サポート(産後ケア事業)を実施する市町村数       | 全市町村             | 13市町村             |
|                                                       | 不妊治療助成制度を利用して妊娠した人の数(累計)                       | 10,200人          | 1,955人            |
|                                                       | 小・中・高生に対する産婦人科医・助産師等による妊娠・出産に係る講話の実施回数(累計)     | 235回             | 31回               |
| <b>子育て支援</b>                                          | 待機児童数(4月1日時点)                                  | 0人・0市町村          | 75人               |
|                                                       | 病児病後児保育を行っている市町村数                              | 全市町村             | 17市町村             |
|                                                       | 幼児教育アドバイザーの派遣回数(累計)                            | 250回<br>(研修会含む)  | —                 |
| <b>2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策</b> |                                                |                  |                   |
| <b>総合的な支援</b>                                         | 府営住宅における子育て世帯支援住戸の募集戸数(累計)                     | 600戸             | 114戸              |
| <b>教育及び学習機会の提供</b>                                    | 小・中・高生に対する産婦人科医・助産師等による妊娠・出産に係る講話の実施回数(累計)(再掲) | 235回             | 31回               |
|                                                       | ライフデザインワークショップ参加者数(累計)(再掲)                     | 6,000人           | 1,145人            |
| <b>雇用環境の整備</b>                                        | 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言を行った企業数(累計)               | 1,500社           | —                 |
|                                                       | 住んでいる地域が子どもが育つのに良い環境だと思う人の割合                   | 90.00%           | 82.60%            |
|                                                       | 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数                   | 700企業            | 407企業             |
|                                                       | マザーズジョブカフェでの相談者のうち、就職者数(累計)                    | 7,500人           | 1,355人            |

